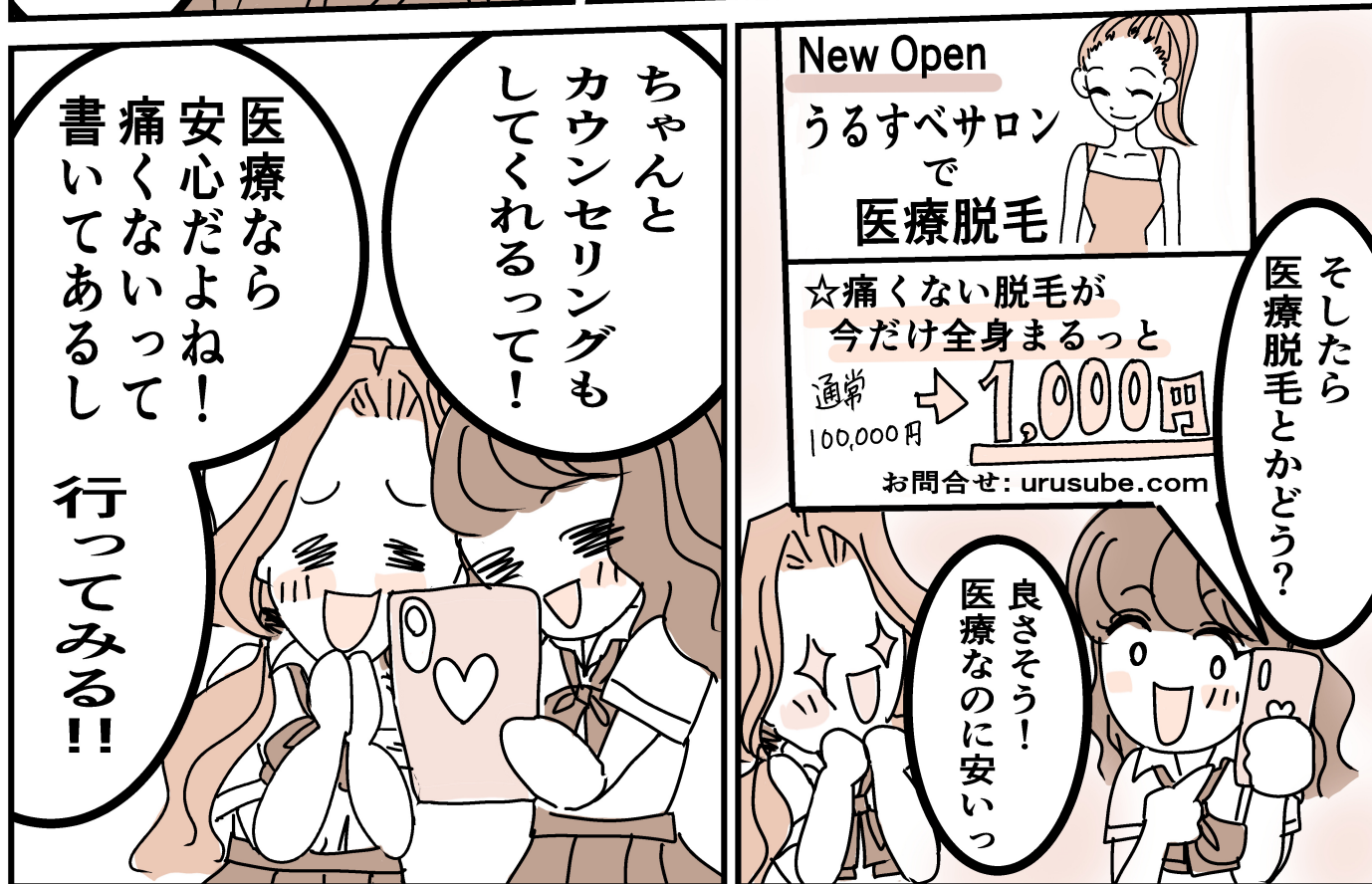
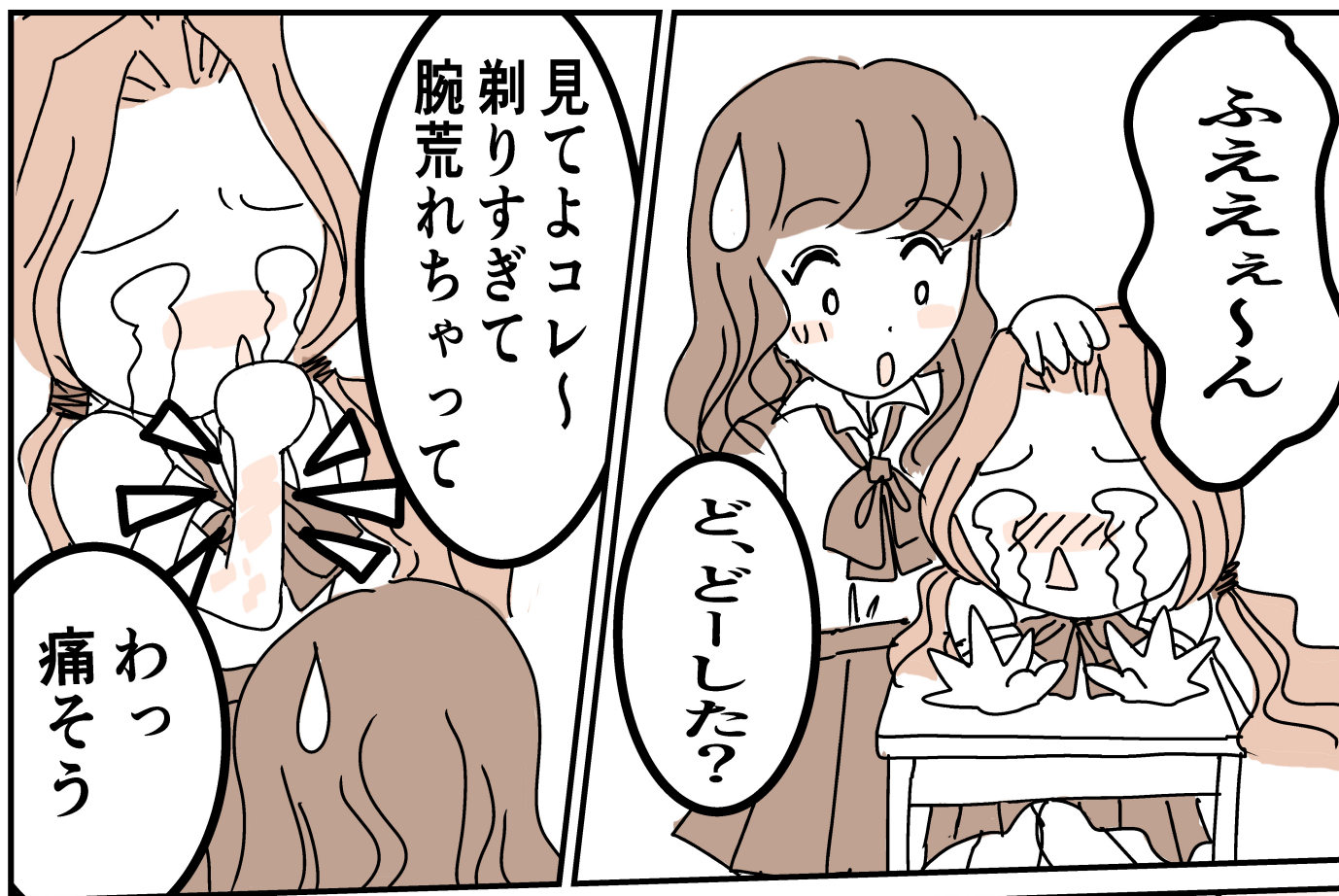


カウンセリングで医師と話せた？



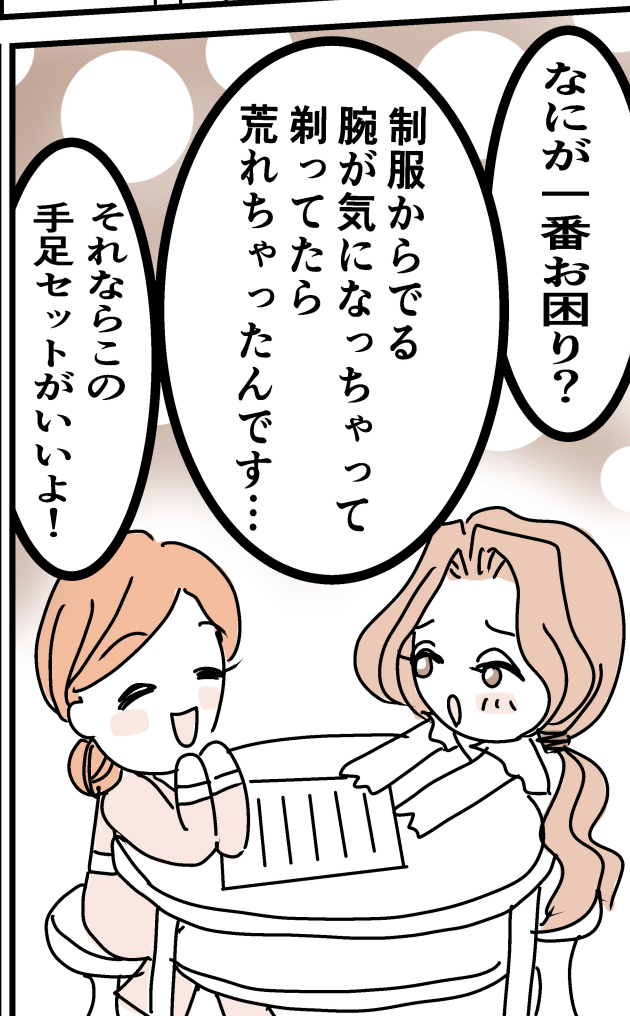
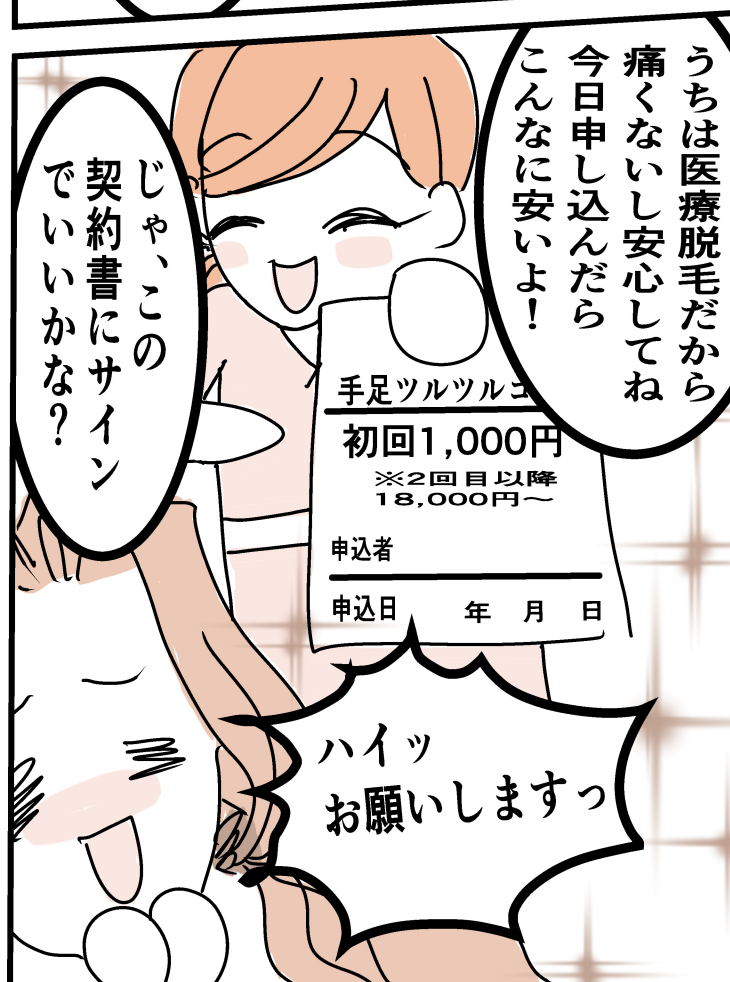
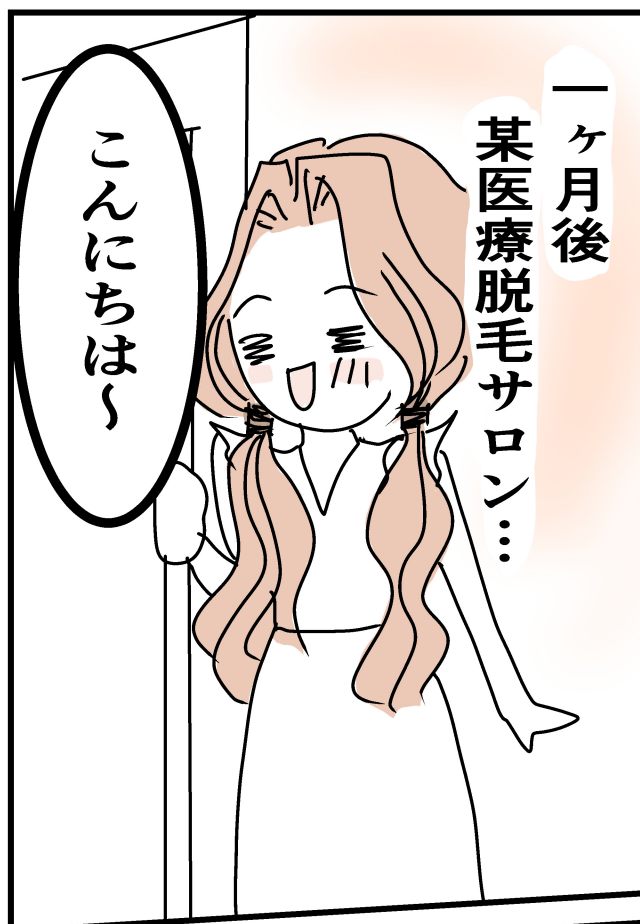
New Open

うるすべサロン
で
医療脱毛

☆痛くない脱毛が
今だけ全身まるっと

通常 100,000円
→ 1,000円

お問合せ: urusube.com

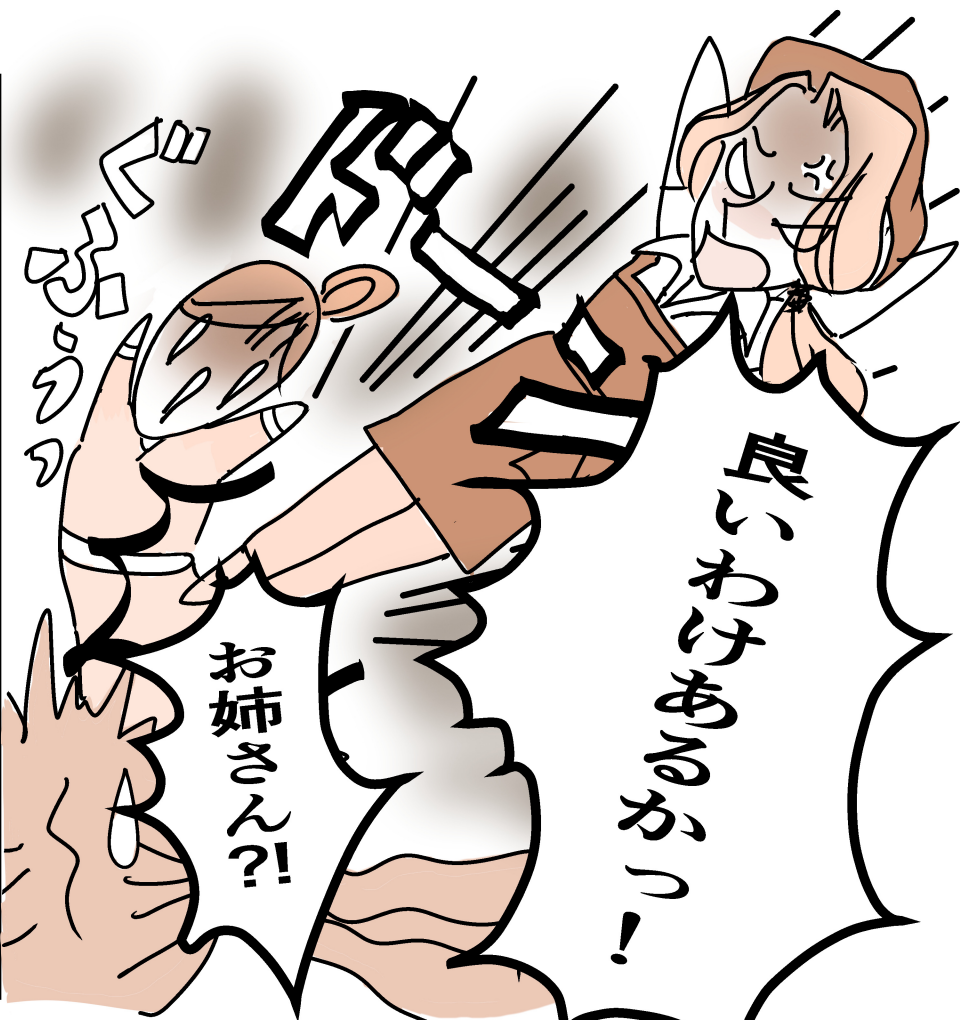




いえ…
看護師ですう…

あなた
医者?!

医療用レーザーは
毛を作る細胞を破壊
するの、看護師だけ
で治療方針を決める
なんてあり得ない!



良いわけもあるかし!

お姉さん?!



医療なら尚更、
施術に対するリスク
も説明するのよ!
注意点まとめといたから
よく考えなさい!



しかも、広告も説明も
アウトよ!
医療だろうと個人差があるから
「痛くない」なんて言えないし、
オープンしたばかりで「定価」で
売った実績がないから、
二つ価格を並べる(二重価格表示)
こともできないわっ!

美容医療に注意

医師によるリスクや副作用の説明、
方針を決めるカウンセリングはありましたか？

医療として行うものには“リスク”があります。
医師によるカウンセリング、リスク説明があるか確認を。
患者本人も、施術内容に関する疑問やリスクを医師に伝え、
正しく理解できるよう説明を受けましょう。
脱毛の場合、レーザーにやる火傷等のトラブル報告があります。

私は今回
説明なかった!!

お医者さんにも
会ってない

価格は適正ですか？

美容医療は自由診療となるので、値段が高額となる場合があります。

“今だけお得”と広告し、カウンセリングでオプション追加した結果、
高額な請求となるケースも報告されています。
契約を急がず、他と比べるなど落ち着いて判断することも大切です。

安さにつられて
決めちゃったから
他みてないやミ

美容医療の広告にも違反はあるの？

“医療だから広告に嘘・違反がない”とは言い切れません。
以下のケースは景品表示法違反となることがあります。
しっかり考えて判断しましょう。

◎二重価格表示

(一定期間の販売実績のない価格を定価として割引価格と並べて表示すること)

◎有利誤認表示・優良誤認表示

(商品・施術が実際よりも得・優良であるかのようにみせること)

医療広告に違反
なんて無いと思ってた!!

『なんかへん?』

『困った…どうしよう…』

そんなときは

消費者ホットライン

188へ
いやや

身近な消費生活センターを
ご案内します



もっと知りたい方は

消費者庁『若者ナビ』へ

